

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		公益法人制度の適正な運営の推進				
評価方式		総合(実績)事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	13-①
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	93,837	89,198	96,429	183,561	269,511
	補正予算（千円）			199,854		
	繰越し等（千円）			-179,487		
	計（千円）	93,837	89,198	116,796		
		<0>	<0>	<0>		
執行額（千円）		70,468	74,620	99,953		
政策評価結果の概算要求への反映状況						

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

政策評価調書（個別票2）

政策名	公益法人制度の適正な運営の推進					番号	13-①		(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	内閣本府	公益法人制度適正運営推進費	公益法人制度の適正な運営の推進に必要な経費	183,561	269,511	—
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						183,561	269,511	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<
	○	2					<	>	<
	○	3					<	>	<
	○	4					<	>	<
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<
	◇	2					<	>	<
	◇	3					<	>	<
	◇	4					<	>	<
	小計								
合計						183,561	269,511		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	公益法人制度の適正な運営の推進				番号	13-①	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	増△減額		
公益法人制度の運営と認定・監督等の実施	●	1	183,561	269,511	85,950	—	—
合計			183,561	269,511	85,950		

平成28年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府28-50(政策15-施策①))

政策名	公益法人制度の適正な運営の推進					
施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施					
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。					
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	94	89	96	184
		補正予算(b)	-	-	200	-
		繰越し等(c)	-	-	-179	-
		合計(a+b+c)	94	89	117	-
執行額(百万円)	71	75	100	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)(関係部分抜粋) 「共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、関係府省庁が連携してボランティア参加者の拡大と寄附文化の醸成に向けた取組を推進するとともに、NPOやソーシャルビジネス等の育成等を通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進する。」					

測定指標	1.HP「公益法人information」へのアクセス数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	
		3,049,136	-	5,064,515	3,951,674	3,049,136	2,459,412	対前年度比増	
	年度ごとの目標値	-	-	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増	-	未達成	
	2.定期立入検査の実施件数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度		
		33	170	606	735	635	700程度		
	年度ごとの目標	-	-	650程度	750程度	700程度	-	未達成	
	3.税額控除対象法人の法人数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	
949		-	-	801	949	988	対前年度比増		
年度ごとの目標	-	-	-	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増	-		
[備考] 公益法人総数:9,483(平成29年3月31日時点、内閣府認定法人は2,421)									

参考指標	公益法人への寄附金総額 (※各年度12月1日時点)	実績値	実績値				-	-
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
		-	2,157億円	1,817億円	2,214億円	2,099億円		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠)	測定指標「HP「公益法人information」へのアクセス数」について、対前年度比で減少しているが、これはHPへの無用なアクセス数を減少させたことが主な要因であると考えられる。また、測定指標「定期立入検査の実施件数」について目標未達成であったもののおおむね目標に近い水準の実績を示しており、測定指標「税額控除対象法人の法人数」については目標を達成したことから、上記判断とした。

評価結果	施策の分析	<p>【平成28年度に実施した具体的施策】 平成28年度においては、公益法人による公益活動の支援及び適正な法人運営の確保という2つの側面から、「民による公益の増進」を推進することを目標として、公益法人制度の運営と認定・監督等を実施した。 前段の、公益法人による公益活動の支援については、例えば平成28年度税制改正において税額控除対象法人となるための要件が一部緩和されたため、かかる要件緩和の概要や税額控除制度そのものについて、説明会等の機会を通じて公益法人に対して周知・広報を行うなど公益法人が寄附を集めやすい環境整備に取り組んだ。これにより平成29年3月31日時点で988法人が税額控除対象法人となっている（前年度から39法人増）。 また、平成26年度までに内閣府において認定を行った公益法人等に対して、平成26年度から平成28年度までの間に定期立入検査を実施することを目標として（3年間で約2,200法人）、平成28年度においても635法人に対して立入検査を実施する（平成29年6月30日時点において計2,202件の立入検査を実施）等、適正な法人運営の確保に努めた。</p> <p>【測定指標の分析】 ○測定指標「HP「公益法人information」へのアクセス数」については目標未達となった。 ・昨年度はアクセス過多等によりサーバーに負荷がかかり、アクセスしにくい状態に陥った結果、無用なページ更新等が行われアクセス数が増加したが、本年度は逐一メンテナンスを行う等により無用なアクセス数が減少したことが主な要因と考えられる。 ・特に、上記負荷軽減によって、公益法人から行政庁に対する申請が集中する6月におけるアクセス数が大きく減少しており、1,099,886件（平成27年6月）から604,505件（平成28年6月）まで減少した。 ○測定指標「定期立入検査の実施件数」については目標未達となった。 ・平成28年度については、「平成28年度立入検査実施計画」に基づき700法人程度に対して立入検査を実施することとし、具体的に立入検査を実施する法人を選定した。 ・定期立入検査は、原則職員2人で1法人当たり1日間かけてこれを実施するところ、検査対象法人との日程調整において計画期間内の立入検査の実施が整わない法人が若干数現れてしまうことが目標不達の主な要因として考えられる。 ・なお、平成28年度に立入検査を実施することとしていた公益法人数は688法人であり、約92%の法人に対して計画通り立入検査を実施した。 ○測定指標「税額控除対象法人の法人数」については、目標を達成した。 ・平成28年度税制改正において、事業規模が小さい公益法人等が寄附金の税額控除制度の対象となりやすいように要件が緩和されたが、係る緩和措置を含む税額控除制度について、公益法人に対する公益法人制度の説明会やメールマガジン等において、周知・広報を行ったことが主な要因として考えられる。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 引き続き来年度以降も本施策を継続する。</p> <p>【測定指標】 ○測定指標1については測定指標の見直しも含めて検討する。 ・平成28年度までは、同指標を、公益法人制度の理解促進や公益法人による申請等業務の効率化等の観点から公益法人の活動支援の度合いを測定するものとして設定したところである。本指標は無用なトップページへのアクセスやアクセス過多による不要なページ更新等によっても増減し、アクセス件数を制度理解や業務効率化の度合いを測る指標とするのは難しい面もある。平成29年度以降は、公益法人制度の理解促進や公益法人の活動支援の度合いをより適切に測定できる指標について検討することとする。 ○測定指標2については測定指標から削除することとする。 ・平成26年度から28年度までにおいては、平成25年11月末に旧公益法人制度から新公益法人制度への移行期間が終了したことを踏まえ、すべての公益法人に対して立入検査を実施することが適正な法人運営の確保に資するものとして、定期立入検査の実施件数を指標としていたところであったが、平成29年度以降は、定期立入検査の実施件数については測定指標から削除することとする。 ・平成29年度以降においては、すべての公益法人に一律に立入検査を実施するというこれまでの方針から、平成28年度までの立入検査等の結果を踏まえ、公益法人の個々の運営状況に則した監督措置を講じていくという方針に切り替えて、適正な法人運営の確保を図ることとしたい。なお、監督措置の実施について、これを適切に把握する指標については今後検討して参りたい。 ○測定指標3については引き続き目標達成に努めることとする。 ・これまで順調に施策が進展してきたところであるが、平成23年度に開始した税額控除制度について、税額控除を受けられる有効期間（5年間）が終了する法人が平成28年度中から表出してきたおり、同制度についてより一層の周知・広報を図って参りたい。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	—				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム（PICTIS）				
担当部局名	公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室	作成責任者名	総務課長・参事官 明渡 将	政策評価実施時期	平成29年8月